

表2

## 法人の役員等の適用一覧表

法人の種類	労災・雇用別	
	使 用 者	災 者
株 式 会 社	<p>1. 代表取締役（商法第261条）</p> <p>2. 定款又は取締役会の決定による業務執行取締役（商法第260条）</p> <p>（注）商法第260条（代表取締役）          会社の業者執行は取締役会之を決す。          商法第261条（代表取締役）          会社は取締役会の決議を以て会社を代表すべき取締役を定めることを要す。</p>	<p>左記1. 2以外の取締役で業務執行権を有する取締役の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者。          （一般の労働者と同一条件で支払われていること。）</p>
合 資 会 社	<p>各無限責任社員（商法第151条）          ただし、定款により業務執行社員を定めることが出来る。</p> <p>（注）商法第151条〔業務執行の権利の義務〕          各無限責任社員は定款に別段の定めのないときは、会社の業務を執行する権利を有し義務を負う。</p>	<p>1. 有限責任社員</p> <p>2. 定款により、除外された無限責任社員で、業務執行権を有する社員の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者。          （一般の労働者と同一条件で支払われていること。）</p>
合 名 会 社	<p>各社員（商法第70条）          ただし、定款又は総社員の同意を得て代表の社員を定めることが出来る。</p> <p>（商法第76条）          （注）商法第70条〔業務執行の権利義務〕          各社員は定款に別段の定めなきときは会社の業務を執行する権利を有し義務を負う。          商法第76条〔会社代表の権利〕          業務を執行する社員は各自会社を代表す。          ただし定款又は総社員の同意をもって業務執行社員中特に会社を代表すべき者を定めることを妨げず。</p>	<p>業務執行から除外され、又は業務執行権を剥奪された社員で代表社員の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者。          （一般の労働者と同一条件で支払われていること。）</p>
特 例 有 限 会 社	<p>各取締役（旧有限会社法第26条）          ただし定款により、業務執行取締役を定めることが出来る。</p> <p>（注）旧有限会社法第26条〔業務の執行〕          取締役数人ある場合において、定款に別段の定めなきときは、会社の業務執行は取締役の過半数をもって之を決す。          旧有限会社法第27条〔会社の代表〕</p> <p>① 取締役は会社を代表す。          ② 取締役数人あるときは各自会社を代表す。          ③ 前項の規定は定款若しくは社員総会の決議をもって会社を代表すべき取締役を定め数人の取締役が共同して会社を代表すべきことを定め、又は定款の規定に基づき取締役の互選をもって会社を代表すべき取締役を定めることを妨げず。</p>	<p>代表取締役が選任されている場合における代表取締役以外の取締役のうち</p> <p>1. 定款、社員総会の決議若しくは取締役の過半数の決定により業務執行権が剥奪されている場合の取締役</p> <p>2. 実態として代表取締役若しくは一部の取締役に業務執行権が集約されている場合において、事実上業者執行権を有する取締役の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対償として労働基準法第11条の賃金を受けている取締役</p>
企業協同組合法に基づく各企業組合、農業協同組合法、水産業協同組合法に基づく各協同組合	<p>1. 代表理事</p> <p>2. 規約で業務執行理事を定めた場合はその理事</p>	<p>左記1. 2以外の理事で業務執行権を有する理事の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者。          （一般の労働者と同一条件で支払われていること。）</p>

雇 用	
非 被 保 険 者	被 保 険 者
<p>1. 代表取締役</p> <p>2. 監 査 役</p> <p>取締役は原則として被保険者としなない。</p>	<p>左記1および2以外の取締役であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者で、報酬支払等の面からみて、労働者の性格の強い者であって雇用関係ありと認められるものに限る。</p> <p>(注) 労働者の性格の判断</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. その者に支払われる役員報酬と賃金とを比較して、賃金として支払われる額の方が多額であること。</li> <li>2. 就業規則等が一般の労働者と同様に適用されていること。</li> </ol>
<p>各社員(無限責任社員)は原則として被保険者としなない。</p> <p>1. 代表社員(各無限責任社員)</p> <p>2. 監 査 役</p>	<p>左記以外の無限責任社員で労働者の性格が強く雇用関係ありと認められるものに限る。</p> <p>(注) 労働者の性格の判断は株式会社と同じ。</p>
<p>各社員は原則として被保険者としなない。</p> <p>1. 代表社員</p> <p>2. 監 査 役</p>	<p>左記以外の社員で労働者の性格が強く雇用関係ありと認められるもの。</p> <p>(注) 労働者の性格の判断は株式会社と同じ。</p>
<p>株式会社の取締役と同様に取扱う。</p> <p>ただし各取締役(数人ある場合は各自)は、会社を代表することとされているが定款若しくは社員総会の決議に基づく取締役の互選をもって代表すべき取締役を定める場合は、その取締役。</p> <p>1. 代表取締役</p> <p>2. 監 査 役</p>	<p>左記ただし書により業務執行から除外された取締役(会社を代表しない取締役)で労働者の性格が強く、雇用関係ありと認められるものに限る。</p> <p>(注) 労働者の性格の判断は株式会社と同じ。</p>
<p>1. 代表理事</p>	<p>雇用関係が明らかであるものに限る。</p>